た送配電	電非関連可変費の
非関連可	当該送配電非関連
変費の合	可変費の合計額に
計額	占める割合
三　前項第	第二十五条から前
三号の規	条までの規定によ
定により	り整理された三需
整理され	要種別ごとの非
た非ネッ	ネットワーク需要
トワーク	家費の当該非ネッ
需要家費	トワーク需要家費
の合計額	の合計額に占める
	割合
	追加非ネットワーク需要家費

第三十条　沖縄電力は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費として、第二十六条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加非ネットワーク需要家費の合計額を、三需要種別ごとに整理しなければならない。

第三十一条　沖縄電力は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、二需要種別（特定高圧需要及び特定低圧需要をいう。以下この款において同じ。）について、様式第七の二により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

一　第二十五条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費　送配電非関連費

二　特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために沖縄電力が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。以下同じ。）を、沖縄電

た送配電	電非関連可変費の
非関連可	当該送配電非関連
変費の合	可変費の合計額に
計額	占める割合
三　前項第	第二十八条から前
三号の規	条までの規定によ
定により	り整理された三需
整理され	要種別ごとの非
た非ネッ	ネットワーク需要
トワーク	家費の当該非ネッ
需要家費	トワーク需要家費
の合計額	の合計額に占める
	割合
	追加非ネットワーク需要家費

第三十三条　沖縄電力は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費として、第二十九条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加非ネットワーク需要家費の合計額を、三需要種別ごとに整理しなければならない。

第三十四条　沖縄電力は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、二需要種別（特定高圧需要及び特定低圧需要をいう。以下この款において同じ。）について、様式第七の二により送配電非関連費及び送配電関連費計算表を作成しなければならない。

一　第二十八条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費並びに前条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費　送配電非関連費

二　特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために沖縄電力が使用する電気（特定需要に応ずるものに限る。）に係る託送供給に要する費用に相当する額を含み、特別関係事業者（一般

力が法第十八条第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は沖縄電力が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額　送配電関連費

三　特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額として、配電事業者が法第二十七条の十二の十一第一項の規定による届出をした託送供給等約款（同項の規定による変更の届出があったときは、当該届出がされたもの）に基づき算定した額　配電関連費

第三十二条　沖縄電力は、総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電関連費として、第二十五条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費に、第三十条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費をそれぞれ加えて得た額、前条第二号の規定により整理された送配電関連費並びに前条第三号の規定により整理された配電関連費を整理しなければならない。

2　沖縄電力の指定旧供給区域が複数の供給区域に分かれている場合、送配電関連費及び配電関連費の整理にあたっては、当該複数の供給区域ごとに整理しなければならない。

（供給区域別料金の決定等）

第三十三条　［略］

2　［略］

送配電事業者であるものに限る。）がいる場合にあっては、特定需要に応ずる電気の供給に係る接続供給託送料の合計額）を、沖縄電力が法第十八条第一項の認可の申請をした託送供給等約款又は沖縄電力若しくは特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）が同項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に基づき算定した額　送配電関連費

［新設］

第三十五条　沖縄電力は、総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電関連費として、第二十八条の規定により整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費に、第三十三条の規定により整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費をそれぞれ加えて得た額並びに前条第二項の規定により整理された送配電関連費を整理しなければならない。

［新設］

（料金の決定等）

第三十六条　［略］

2　［略］